確 約 書

労働者災害補償保険の療養(補償)給付たる療養の費用のうち柔道整復師の施術に係るものについての受任者払の取扱いを申し出るに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

- 1. 施術所は、柔道整復師法施行規則第18条に定める構造整備基準に適合したものとすること。
- 2. 傷病労働者が、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」(様式第7号(3)又は第16号の5(3)以下「請求書」という)により療養の費用を受任者払で請求する際には、その都度、委任状を作成すること。
- 3. 請求書は、必要の都度、傷病労働者から提出させること。したがって、例えば、施術が長期 にわたると見込まれる場合においても、予め事業主の証明を受け請求者欄に押印した請求書を 必要以上に作成させたりしないこと。
- 4. 移送費(いわゆる通院費)については、受任者払の対象とならないので、その請求は、傷病労働者から直接所轄労働基準監督署長あて行わせること。
- 5. 施術録の整備、施術に関する標準回数及び禁忌事項等を遵守すること。また、労災保険柔道整復師施術料金算定基準その他関係法令等を厳守すること。 なお、労災保険柔道整復師施術料金算定基準で定める料金以外の料金を傷病労働者又は事業 主より徴収しないこと。
- 6. 先に提出した「登録(変更)報告書」記載事項に変更があったとき及び施術所を廃止したときは、速やかに「当該報告書」を提出すること。
- 7. 開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受任者払の取扱規定を遵守すること。

平成30年6月4日

氏名 中司 早美

大阪労働局長殿